

ALCC 東京学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条

本学は、外国人に対する日本語教育並びに日本文化教育を行い、他国の文化及び生活習慣を理解する幅広い視野をもった国際人の育成を図り、もって国際交流の発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条

本学は、ALCC東京学院と称する。

2 本学の、英語表記は Asian Language and Culture College と称する。

(位置)

第3条

本学は、東京都足立区西竹ノ塚 1 丁目 7 番 5 号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間及び収容定員)

第4条

本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	入学時期	収容定員
第一部	進学2年 コース	4月	80人
	進学1年9ヶ月コース	7月	40人
	進学1年6ヶ月コース	10月	60人
	進学1年 コース	4月	20人
	小 計		200人
第二部	進学2年 コース	4月	100人
	進学1年6ヶ月コース	10月	80人
	進学1年3ヶ月コース	1月	20人
	小 計		200人
計			400人

(始期及び終期)

第5条

本学の各コースは、4月、7月、10月、1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

第1学期は、4月1日から 9月30日までとする。

第2学期は、10月1日から 3月31日までとする。

第1半学期を7月1日から9月30日までとする。

第2半学期を1月1日から3月31日までとする。

本学の進学1年コースは2学期間で修了する。

本学の進学1年3ヶ月コースは第2半学期間と2学期間で修了する。

本学の進学1年6ヶ月コースは3学期間で修了する。

本学の進学1年9ヶ月コースは第1半学期間と3学期間で修了する。

本学の進学2年コースは4学期間で修了する。

(休業日)

第6条

本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業(7月26日から 8月19日まで)
- (4) 秋季休業(9月30日から10月 4日まで)
- (5) 冬季休業(12月20日から 1月10日まで)
- (6) 春季休業(3月21日から 4月 7日まで)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条

授業の始業時刻及び終業時刻は、次のとおり定める。

		始業時間	終業時間
第1部	1年、1年6ヶ月、 1年9ヶ月、2年コース	9時00分	12時20分
第2部	1年3ヶ月、1年6ヶ月 2年コース	13時00分	16時20分

2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条

本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とする。

1 進学1年コース

授業科目	内 容	週当たりの授業時間数等
中上級	長文読解力・表現力の養成	週 20 時間 (19週)
	日本語能力試験 N2-N1程度	計 380 時間
上級	高度な日本語運用力の養成	週 20 時間 (19週)
	日本語能力試験 N1程度	計 380 時間
計		760 時間 (38週)

2 進学1年3ヵ月コース

授業科目	内 容	週当たりの授業時間数等
中級	基本的な読解力。応用力の養成	週20時間(10週)
	日本語能力試験 N3-N2程度	計 200時間
中上級	長文読解力・表現力の養成	週20時間(19週)
	日本語能力試験 N2-N1程度	計 380時間
上級	高度な日本語運用力の養成	週20時間(19週)
	日本語能力試験 N1程度	計 380時間
計		960時間(48週)

3 進学1年6ヵ月コース

授業科目	内 容	週当たりの授業時間数等
中級	基本的な読解力。応用力の養成	週20時間(19週)
	日本語能力試験 N3-N2程度	計 380時間
中上級	長文読解力・表現力の養成	週20時間(19週)
	日本語能力試験 N2-N1程度	計 380時間
上級	高度な日本語運用力の養成	週20時間(19週)
	日本語能力試験 N1程度	計 380時間
計		1,140時間(57週)

4 進学1年9ヶ月コース

授業科目	内 容	週当たりの授業時間数等
初級	基本文法、語彙の習得 日本語能力試験 N4程度	週20時間(10週) 計 200時間
中級	基本的な読解力。応用力の養成 日本語能力試験 N3-N2程度	週20時間(19週) 計 380時間
中上級	長文読解力・表現力の養成 日本語能力試験 N2-N1程度	週20時間(19週) 計 380時間
上級	高度な日本語運用力の養成 日本語能力試験 N1程度	週20時間(19週) 計 380時間
計		1,340時間(67週)

5 進学2年コース

授業科目	内 容	週当たりの授業時間数等
初級	基本文法、語彙の習得 日本語能力試験 N4程度	週20時間(19週) 計 380時間
中級	基本的な読解力。応用力の養成 日本語能力試験 N3-N2程度	週20時間(19週) 計 380時間
中上級	長文読解力・表現力の養成 日本語能力試験 N2-N1程度	週20時間(19週) 計 380時間
上級	高度な日本語運用力の養成 日本語能力試験 N1程度	週20時間(19週) 計 380時間
計		1,520時間(76週)

(学習の評価)

第9条

成績評価

- (1) 単位の授与は総合評価とし、試験成績、出席状況、受講態度により4段階評価し、校長が決定する。
- (2) 成績評価は到達度をA・B・C・Dの4段階で表記し、C以上を合格とする。

2 試験

- (1) 試験には全校実力テスト・定期試験・日常の小テストがある。
- (2) 全校実力テストは、年二回日本語能力試験前に実施する。

- (3) 定期試験は、所定の時間割により期末及び学期途中に実施する。
- (4) 定期試験の日程や内容等は、各レベルにおいて事前に告知する。
- (5) 日常の小テストは授業の一部として授業中に実施する。

3 定期試験の注意事項

- (1) 遅刻は一切認めない。試験開始5分前には着席すること。
- (2) 決められた座席に着席すること。
- (3) 監督者の指示がない限り、途中退室はできない。
- (4) 定期試験に無断欠席した場合は、成績を0点として処理する。
- (5) 不正行為をした者、試験監督者の指示に従わない者は全科目を0点として処理する。
- (6) 携帯電話を時計の代用として使用することは認めない。

4 再試験

- (1) 定期試験を公欠により欠席した場合は再試験を実施する。ただし、事前の連絡と届出があった場合に限る。
- (2) 病気・怪我など、やむをえない理由で試験を受けられない場合は、医師の診断書を提出すること。再試験の実施可否はその事由によって判断される。

(教職員組織)

第10条

本学には次の教職員を置く。

校長	1名
主任教員	1名(校長と兼任することができる)
教員	24名以上(うち専任7人以上)
生活指導担当者	13名以上(専任教員と兼任することができる)
事務職員	5名以上(うち専任5人以上)

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属する教職員を監督する。
- 4 教職員数は、定員数に応じて基準に基づき校長が定める。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条

- 1.年齢が満18歳以上で、12年以上の学校教育又はそれに準じる課程を修了している者
- 2.日本語能力試験 N5 に合格又は同等の日本語力を有する者。
- 3.正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- 4.滞在中の学費、生活費の支弁を、本人または経費支弁者が行なえる者

(入学時期)

第12条

本学への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月、1月とする。

(入学手続)

第13条

本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1)本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し
本学事務局に、指定期日までに出願しなければならない。
- (2)前号の手続を完了した者に対して書類選考、面接を行い、入学者を決定する。
- (3)所定の手続きにより入学を許可され、かつ東京入国管理局より留学による入国を許可された
者は、必要な書類を提出し、指定期日までに第19条に定める費用を納付することにより、
学則に定める学期の開始日より本学の学生となる。
- (4)本学の学生となる者は、特段の事情がない限り指定された期日に来日して、本学の定める
スケジュールにしたがい学習を行うものとする。

(遅刻・早退・欠席)

第14条

出席率は卒業認定の判断基準になるだけでなく、在留期間延長(再入国・資格変更・資格外活動)の申請時、入国管理局の判断基準にもなる。そのため、特別な理由がない限り欠席は認めない。

- (1)授業開始時間に遅れる場合、また早退する場合はその授業を欠課とする。
- (2)遅刻・早退・欠席をする場合は緊急時を除き、事前に所定の届出を 1 週間前までに提出すること。
- (3)授業当日に急遽遅刻・欠席する場合は、その旨を授業開始時間までに本学に連絡すること。
- (4)3日以上病気・怪我などを理由に欠席する場合は、医師の診断書または通院日が確認できる
病院の領収書を提出すること。
- (5)交通機関に遅れが生じた場合は駅員に申し出て遅延証明書をもらい、学務課に提出すること。
証明書がない場合は遅刻または欠課となる。
- (6)遅刻・早退・欠席が続いた場合は学業意思がないと判断し、退学を訓告する場合がある。
- (7)伝染病などで欠席した場合、医師の証明書を提出することをもって公欠とする。

(8)慶弔事項のうち、次の場合は公欠扱いとする。ただし、それを証明する書類を提出すること。

①結婚

※本人の場合…5日(結婚式当日を含む) + 移動日2日 計7日間

※本人の兄弟姉妹の結婚の場合…2日(結婚式当日を含む) + 移動日2日 計4日

②葬儀

※父母の場合…5日 + 移動日2日 計7日間

※祖父母、兄弟姉妹の場合…3日 + 移動日2日 計5日

※上記以外の4親等以内の親族、3親等以内の親族の場合…2日 + 移動日2日 計4日間

③天候、その他の状況により交通機関が不通となり、通学不可能と認められた場合。ただし、必ず本学へ連絡し、教職員の指示を受けること。

④進学のための出願や受験の場合。ただし、受験票のコピーと本学指定の用紙に必要事項を出願・受験先に記入・捺印していただいたものを届書に添付して提出すること。

※東京都内の学校への出願…午前または午後の半日

東京都以外の学校への出願…終日

※受験日当日…終日

※遠隔地の場合にかかる移動日…終日

⑤その他、校長が認めた場合。ただし、事前の申請が必要となる。

(休学・復学)

第15条

学生が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他の必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得ることにより復学することができる。

(退学)

第16条

退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。退学届を提出しない者は除籍処分とする。

(修了・卒業の認定)

第17条

進級

(1)第9条の総合評価を行い、全科目においてC判定以上の成績を修めた者が進級する。

(2)D判定が一科目以上ある場合は当該科目の課題を与え、教務会議で進級を認めるか否か

を決定する。

2 卒業

校長は、第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、当該課程の修了を認定する。

以下に定める卒業基準要件を全て満たした者は、卒業を認定し卒業証書を授与する。

①中級前期の課程以上を修了した者。

②出席率 80%以上である者。

③平素の学習成績により、第9条の4段階の総合評価を行い、全科目においてC判定以上の成績を修めた者。

(表彰規定)

第18条

表彰

表彰に値する行いをした者に対して、卒業・修了式で賞状を授与し表彰する。

2 奨学金

- (1)当学院の奨学金規定に基づき、出席率・学業成績・学習態度・人物ともに優秀な者を選抜し、職員会議で人選し学校長より承認を受けた者に対し、奨学金を授与する。
- (2)当学院の顧問・相談役・役員・代表の推薦を受け、当学院の議会にて承認を受けた者について、当学院規定による経費を免除する。

(懲戒処分)

第19条

在学中の懲戒処分

下記の事由がある場合は懲戒とし、始末書および誓約書を提出するものとする。

- ① 出席不良
- ② 許可証なくアルバイトをした場合
- ③ 校内の施設・備品・設置物を故意に破損させた場合(補修費用請求)
- ④ 授業中の私語、携帯の使用などの授業妨害があつた場合
- ⑤ 他の学生や異性学生に対し迷惑行為をした場合
- ⑥ 喫煙指定場所以外、及び学校周辺での喫煙または迷惑行為
- ⑦ その他校則を繰り返し違反する者、または学生らしくない行動をした者に相当のペナルティが課すこととする。

懲戒はその情状により訓戒、退学処分とする。

日本の条例・法令に違反した者は退学処分とする。

4. 出席不良者に対する警告・退学処分

- ① 毎月末の出席率集計時に出席率が 80%未満になった場合は、担任が出席に関する警告する。
- ② 出席不良による警告を 1 回でも受けた学生に対しては学校から経費支弁者に対し連絡をする場合がある。
- ③ 警告を受けた翌月から出席状況が改善されなければ退学処分にすることがある。

学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3)正当な理由がなく出席が常でない者
- (4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 納付金

(納付金)

第20条

学生は、本学に在籍するにあたり、別表 1 に定める費用を負担するものとする。

(納付方法)

第21条

初年度分納付金は、東京入国管理局より認定通知書が交付された後、寮の希望を聴取の上納付すべき額が決定され、本学より通知された納付金額を指定された口座に振り込みにより納付するものとする。

2 2年目納付金は12月初旬に本学より納付すべき額を通知し、3月末までに指定口座への振込み、または学務窓口へ持参の上、納付するものとする。

3 振込により納付する者は、振込にかかる費用は納付者が負担する。

(滞納)

第22条

学生が、正当な理由がなく所定の手続を行わずに、授業料を 1 か月以上滞納し、かつその後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ぜることができ、或は学校一方から除籍することができる。

学生が、正当な理由がなく所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、かつその後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ぜることができ、或は学校一方から除籍することができる。

(納付金の返還規定)

第23条

1.既に納入した納付金は、原則として返還しない。

ただし、入学を取りやめた者は以下の手続きにより、所定の金額を返金するものとする。

在留資格認定証明書交付後、日本大使館または領事館で入国査証（ビザ）の発給が拒否された場合、または日本入国を拒否された場合は、支払った費用から選考料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金する。ただし、入学許可書の返却と査証が発給されなかったことを確認できる書類、納付金の領収書などを提出できる場合に限る。

2.在留資格認定証明書交付後、入国査証申請を行わず、入学を辞退した場合も支払った費用から選考料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却と納付金の領収書などを提出できる場合に限る。

3.退学、除籍により学籍をはずされた場合には、学費は返金されない。

4.健康診断料は実費精算後、卒業後に残金がある場合は返金する。

5.寮保証金は退寮チェック後実費精算後、速やかに差額を返金する。

6.退寮する場合、退寮月の月末までを基準として、それ以降の寮費を前受金として受領している場合は返金する。

第6章 寄宿舎

(寄宿舎)

第24条

本学の寄宿舎として下記の物件を定め、別表2に定める費用を負担するものとする。なお、寄宿舎は以下の通りにする。

所在地

- ・東京都足立区西竹ノ塚1丁目7番5号 5F、6F、7F
- ・埼玉県草加市瀬崎5丁目27番1号

本学に入学した学生は、原則として入学後6か月間は寄宿舎に滞在するものとする。

本学の寄宿舎に在籍する者は、別に定める寮則に従い生活する。

第7章 雜則

(健康診断)

第25条

健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(学生生活)

第26条

通学

本学はバイクでの通学は禁止とする。

自転車通学は事務局に防犯登録番号を届け出て許可を取り、自転車は本学の1階駐車場に止めること。

服装・授業中のマナー

- ① 各自の良識に基づいて、清潔感があり、勉強の妨げにならない学生に相応しい物を着用すること。ぞうり履きや過度のアクセサリー、サングラス(度入りも不可)は禁止とする。
- ② 授業中の教室の出入りは特別な理由がない限り禁止とする。
- ③ 授業中の携帯電話の使用を禁止とする。授業中は必ずマナーモード或いは電源を切ること。また、通話・メールの為に退室することも禁止とする。
- ④ 教授業中の帽子の着用は、宗教上などやむを得ない場合を除き禁止とする。
- ⑤ 教室内での飲食は、休憩時間以外は禁止とする。

学校施設の利用

喫煙場所

喫煙場所は本学指定の場所のみですること。それ以外の教室・トイレ・階段・校舎周辺は禁煙とする。

自習兼図書室の利用

- (1) 使用時間は9時00分から17時00分までとする。
- (2) 図書の室外への持ち出しや貸し出しが禁止とする。
- (3) 室内での飲食は禁止とし、静かに利用すること。

校内施設・器具

- (1) 校内施設、設置器具を破損させた場合はその責を負い、全額賠償するものとする。
- (2) 机、壁などの落書きは固く禁止する。
- (3) トイレ・廊下等の共用部分は特に清潔に保つよう心がけること。
- (4) 校内清掃は毎日の授業後、担当教員指導のもと学生が行う。

盗難防止

所持品については各自で責任をもって管理し、盗難防止に努めること。盗難の被害にあっては本学その責任を負わない。ただし、やむを得ない場合は学務課に相談すること。

紛失物・拾得物

- (1) 校内の拾得物は1階の事務所で保管する。但し、2週間を経過しても持ち主が申し出ない場合は処分する。
- (2) 各自の所持品は必ず持ち帰ること。忘れ物を紛失しても、学院はその責任を負わない。

緊急時の避難について

地震・火災などの緊急事態が発生した場合は先生の指示に従って避難すること。

交通機関のストライキ

JR・都営地下鉄・私鉄各社でストライキが行われた場合で、午前8時00分を過ぎてもストが回避されていない場合は休校とする。情報は各自で確認すること。

気象警報について

午前クラスは午前7時00分の時点(午後クラスは午前11時00分時点)にて、東京都内に大雨・大雪・洪水・暴風のいずれかの警報が発令されている場合は休校とする。情報は各自で確認すること。休校になった場合は後日補講を行う。

学籍

編入学・転入学

原則として編入学・転入学は認めない。

当学院が定めた入学資格を有する者で、本学への編入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可する場合があります。

本学における修学年数は修学年限の残存期間とします。

学生証

- (1) 学生証は常に携帯し、紛失しないよう各自で管理すること。
- (2) 万が一紛失してしまった場合は、速やかに学務課へ再発行の届け出をすること。

附則

この学則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。